



ねん がつ
れいわ5年 1月ごう

こうつうあんぜんテスト (1・2年生よう)

こたえあわせ



- ① ^{した}下のひょうしきが あるところでは ^{なか}どどのようにして
とおらないと いけないでしょうか？
わくの中に ^{なか}こたえをかきましょう。

★せつめい★

このひょうしきは まわりの^み見えにくい
あぶないばしょに あります。



こたえ

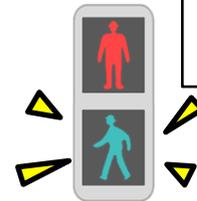
^{いち}ーじていして
^{みぎ}右と左、^{ひだり}うしろから ^{くるま}車や
バイクが ^{みぎ}きていないか
かくにんしてとおる。など

この「とまれ」の ひょうしきがあるところや ^{みぎ}右、^{ひだり}左から ^{くるま}車などが
きているか ^{みぎ}見えにくいまがりかどでは ^{みぎ}ほこうしゃも ^{いち}一どとまって
^{みぎ}右と左、^{ひだり}まわりのあんぜんを たしかめましょう。

- ② ^{くるま}ほこうしゃのしんごうきで ^{くるま}車のしんごうきの「きいろ」と
おなじあいずは ^{なか}なんでしょうか？
わくの中に ^{なか}こたえをかきましょう。

★せつめい★

^{くるま}車のしんごうきのきいろと
ほこうしゃのしんごうきの
^{あお}青いろのチカチカは おなじいみです。



こたえ

青いろのてんめつ (チカチカ)

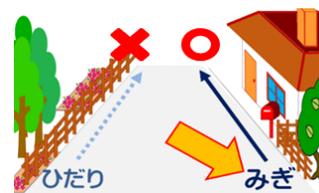
もうすぐ ^{あか}赤いろにかわるあいずですので
ぜったいに ^{あか}どうろをわたりはじめては いけません。

- ③ ^{みぎ}ほどうなどがいないどうろでは ^{みぎ}ほこうしゃは ^{みぎ}どうろの右がわを
あらく。
^{ただ}正しければ ○ を、まちがってれば × をかきましょう。

★せつめい★

^{みぎ}ほどうなどがいないどうろでは ^{みぎ}どうろの右がわの
なるべくはしを あるきましょう。

ひろがってあるいたり ^{みぎ}ふざけたり
あそんだりせず ^{くるま}車にきをつけて ^{みぎ}右のはしを
あるきましょう。



^{みぎ}ほどうのあるどうろでは ^{みぎ}ほどうをあるきましょう。

<交通安全テスト> 解答・解説（1・2年生用）

① 下の標識がある所では、どのようにして通らないといけないでしょうか？

枠の中に答えを書きましょう。

【問題のポイント】

★ この標識は「一時停止」です。

この標識は、周囲が見えにくい交差点等に設置されていることが多いので、自転車はもちろん、歩行中でも一度止まって左右から車やバイクが来ていないか、周囲の安全を確かめてから通行しましょう。

【関係法令等】

● 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止）

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方(抜粋)）

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点（環状交差点（車の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、「環状の交差点における右回り通行」の標識によって車がその部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいいます。）を除きます。）に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な箇所等に設置されています。

自転車運転中はもちろん、事故に遭わないために、歩行中でも立ち止まって、必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

② 車の信号機の黄色と歩行者の信号機で同じ合図がありますが、それは何でしょうか？

枠の中に答えを書きましょう。

【問題のポイント】

★ 車両用信号の黄色と歩行者用信号の青色点滅は同じ意味です。

これらの色は、もうすぐ赤に変わる注意の色なので、渡り始めてはいけません。

【関係法令等】

● 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● **道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））**

第1項・第4項

赤色の灯火・人の形の記号を有する赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

黄色の灯火・人の形の記号を有する青色の灯火の点滅

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみ（速）やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

青色の灯火・人の形の記号を有する青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

<指導のポイント>

赤・・・**止まれ**

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

黄（青の点滅）・・・**渡り始めない**

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

渡っている途中であれば、すみやかに道路を渡りきるか、引き返すようにしましょう。

青・・・**渡ることができる**

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に左右の安全確認をしてから渡りましょう。

③ **歩道等が無い道路では、歩行者は、道路の右側を歩く。**

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【○】

【問題のポイント】

★ 歩行者は右側通行が原則です。歩道も路側帯もない道路では、道路の右側端を歩きましょう。

【関係法令等】

● **道路交通法 第10条（通行区分（抜粋））**

第1項

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

● **交通の方法に関する教則 第2章第2節（歩行者の通るところ（抜粋））**

3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

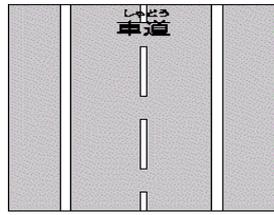
<指導のポイント>

歩行者は歩道又は路側帯を通行しましょう。

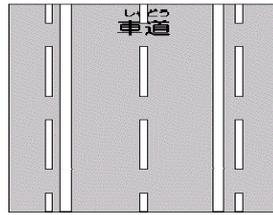
○ 歩道～歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分を用いる。(道路交通法第2条第1項第2号)

○ 路側帯～歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けら

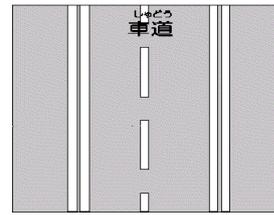
れていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。（道路交通法第2条第1項第3号の4）



路側帯(白い1本線)



駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)



歩行者用路側帯
(白い2本線)

- ※ 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通りましょう。
ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができます。